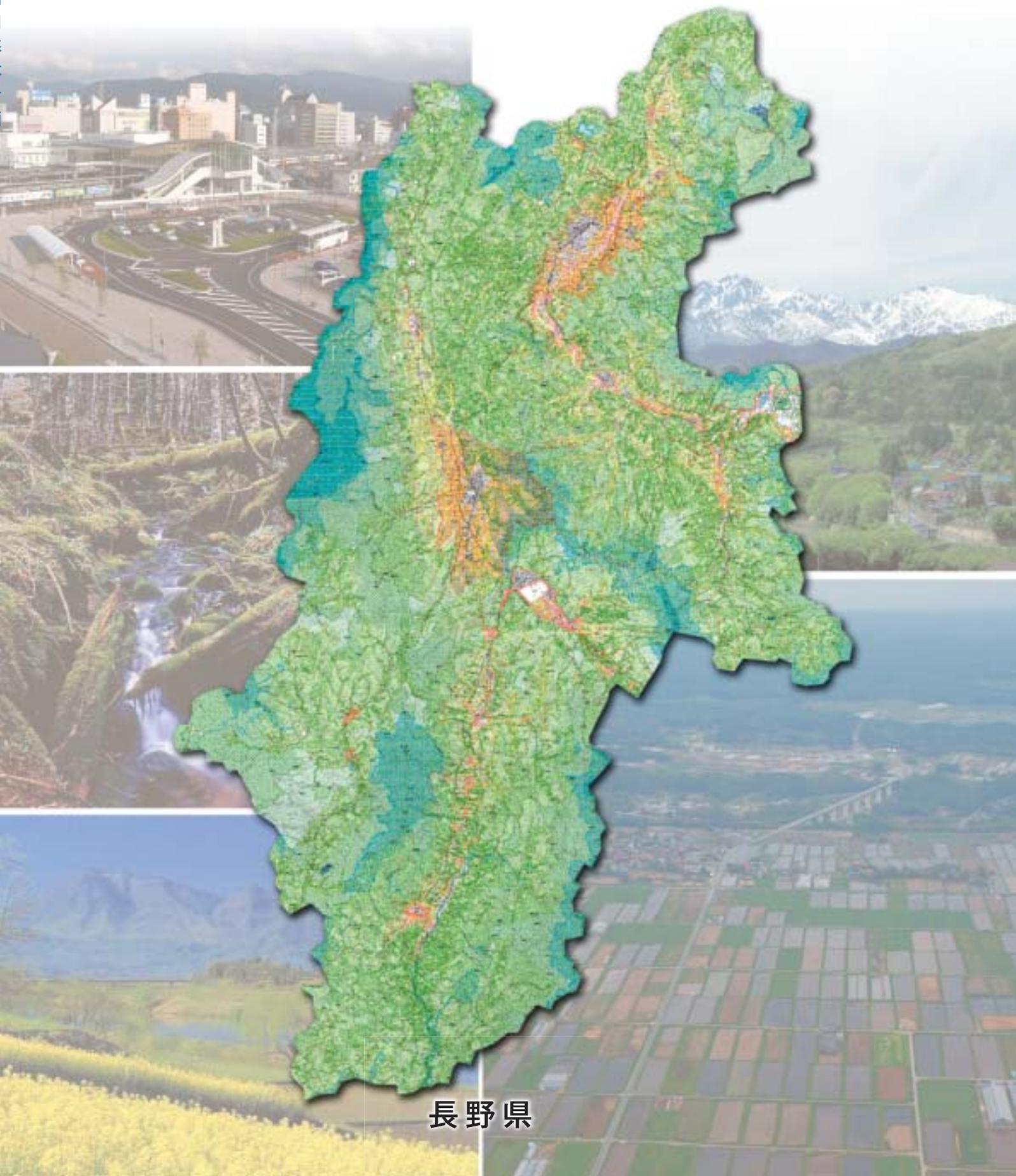


長野県土地利用基本計画



長野県

目 次

土地利用基本計画策定の趣旨

第1 土地利用の基本方向

1 県土利用の基本方針	1
(1) 基本理念	1
(2) 基本方向	1
2 地域類型別の県土利用の基本方向	3
(1) 都市	3
(2) 農山村	4
(3) 自然維持地域	4
3 地域別の土地利用の基本方向	4
(1) 東信地域	4
(2) 南信地域	6
(3) 中信地域	7
(4) 北信地域	9
4 土地利用の原則	11
(1) 都市地域	11
(2) 農業地域	12
(3) 森林地域	12
(4) 自然公園地域	13
(5) 自然保全地域	14

第2 土地利用の調整に関する事項

1 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針	15
(1) 都市地域と農業地域とが重複する地域	15
(2) 都市地域と森林地域とが重複する地域	15
(3) 都市地域と自然公園地域とが重複する地域	16
(4) 都市地域と自然保全地域とが重複する地域	16
(5) 農業地域と森林地域とが重複する地域	16
(6) 農業地域と自然公園地域とが重複する地域	16
(7) 農業地域と自然保全地域とが重複する地域	16
(8) 森林地域と自然公園地域とが重複する地域	17
(9) 森林地域と自然保全地域とが重複する地域	17
2 特に調整を要する地域での留意事項	17
(1) 耕作放棄地の増加への対応	17
(2) 農用地における幹線道路沿いの開発への対応	18
(3) 地域間の土地利用への対応	18

(参考)

1 土地利用基本計画図地域区分別面積	19
2 県内地域区分図	21
3 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針	22

土地利用基本計画策定の趣旨

土地利用基本計画（以下「基本計画」という。）は、長野県の区域における国土（以下「県土」という。）について、適正かつ合理的な土地利用を図るため、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条の規定により、国土利用計画（全国計画及び県計画）を基本として策定しました。

基本計画は、国土利用計画法に基づく土地取引規制及び遊休土地に関する措置、土地利用に関する他の諸法律に基づく開発行為の規制その他の措置を実施するに当たっての基本となる計画です。すなわち、都市計画法（昭和43年法律第100号）、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）、森林法（昭和26年法律第249号）、自然公園法（昭和32年法律第161号）、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）等（以下「個別規制法」という。）に基づく諸計画に対する上位計画として行政内部の総合的調整機能を果たすとともに、土地取引に関しては直接的に、開発行為については個別規制法を通じて間接的に、規制の基準としての役割を果たすものです。

第1

土地利用の基本方向

1

県土利用の基本方針

(1) 基本理念

県土は、現在と将来における限られた資源です。また、生活と生産を通ずる諸活動の共通の基盤でもあります。

したがって、県土の利用は、県民の理解と協力の下に、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的、文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と県土の均衡ある発展を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的に行われなければなりません。

(2) 基本方向

県土利用に当たっては、急速に進行する少子高齢化と人口減少時代の到来等、社会経済の大きな転換期を迎えている中、複雑な地形・地質、豊かで美しい自然環境、上流水源県という県土の特性に配慮しつつ、次のような基本的条件の変化を考慮する必要があります。

- ・ 市街地拡大の鈍化
- ・ 地目間の土地利用転換の鈍化
- ・ 自然災害の多発
- ・ 減災の視点や循環と共生の重視
- ・ 土地利用相互の関係性の深まり
- ・ 県土の管理水準の低下
- ・ 多様な主体の直接的・間接的なかかわりの拡大

このため、県土利用をめぐる基本的条件の変化を踏まえると、県土が限られた資源であることを前提として、基本方向を次のとおりとし、より良い状態で県土を次世代へ引き継ぐ「持続可能な県土管理」の実現を目指すものとします。

ア 土地需要の量的調整

土地需要の量的調整に関しては、「計画的かつ有効な県土利用」を図ることを基本とします。

このため、都市における土地の高度利用と低未利用地の有効利用を促進するとともに、農山村における農用地や森林の適正な保全と耕作放棄地の再生活用を進めるものとします。

特に、農用地、森林の宅地等への土地利用の転換については、復元の困難性や生態系をはじめとする自然の様々な循環系への影響を考慮し、慎重な配慮の下で計画的に行うものとします。

イ 県土利用の質的向上

県土利用の質的向上に関しては、「安全で安心できる県土利用」「循環と共生を重視した県土利用」「美（うるわ）しくゆとりある県土利用」を図ることを基本とします。

(ア) 安全で安心できる県土利用

複雑な地形・地質の本県は、災害を受けやすいため、災害に対する地域ごとの特性を踏まえ、防災に加え減災の視点に立った適正な県土利用を基本として災害対策を進めるとともに、総合的な河川管理、森林の持つ県土保全機能の向上等を図ることにより、県土の安全性を総合的に高めていくものとします。

(イ) 循環と共生を重視した県土利用

人間活動と自然のプロセスとが調和し、健全で恵み豊かな自然環境を次世代に継承することのできる、持続可能な県土利用を進めていくことが重要です。

このため、生態系ネットワークの形成を通じた自然の保全・再生、地球温暖化防止、持続可能な資源循環型社会の形成等を進めていくものとします。

(ウ) 美（うるわ）しくゆとりある県土利用

地域住民と自然との良好な関係の中で利用・保全されてきた里地里山のように、自然と一体となった文化的特質を失わない県土利用を進めるとともに、ゆとりある都市環境の形成、農山村における緑豊かな環境の確保、歴史的・文化的風土の保存、地域の自然的・社会的特性等を踏まえた個性ある景観の保全・育成や観光資源としての有効活用等を進めていくものとします。

ウ 県土利用の総合的なマネジメント

県土利用の総合的なマネジメントに関しては、地域の実情に即して諸問題に柔軟かつ能動的に取り組むことを基本とします。

(ア) 土地利用の基本的な考え方についての合意形成

土地は次世代に引き継ぐかけがえのない共有財産です。このため、土地

利用をめぐる様々な関係の深まりや多様な主体のかかわりの増大を踏まえ、地域における県土利用の基本的な考え方についての合意形成を図るものとします。

(イ) 土地利用のプロセスを管理する視点

土地利用に当たっては、慎重な利用転換、有効利用と適切な維持管理、再利用といった一連のプロセスを管理する視点をもって行うものとします。

(ウ) 土地利用の広域性を踏まえた地域間の適切な調整

地域の実情に即して県土利用の諸問題に取り組む際、土地利用が広範囲に及ぼす影響を踏まえ、地域間の適切な調整を図るものとします。

エ 新たな公共の担い手との連携・協働の促進

少子高齢化・人口減少による農林業の担い手不足等から県土の管理水準が低下している中で、個人、ボランティア・NPO、各種団体、企業等の新たな公共の担い手による県土管理への直接的・間接的なかかわりが期待されています。

このため、行政と行政以外の公共の担い手とが共通の目的意識と責任感を保ちながら、相乗効果を高められるよう連携・協働を進めていくものとします。

2

地域類型別の県土利用の基本方向

県土の利用に当たっては、国土利用計画（県計画）の区分に従い、都市、農山村、自然維持地域に類型化された地域において、それぞれの特性を踏まえた県土利用の質的向上を図るものとします。

(1) 都市

都市においては、中心市街地の空洞化や都市機能の拡散傾向がみられることから、拡散型から集約型都市構造への転換を進め、多様な都市機能がコンパクトに集約した、高齢者をはじめ誰もが暮らしやすい、歩いて暮らせるまちづくりを推進する必要があります。

このため、道路、公園、下水道等の都市施設や高度情報通信網等の整備を推進し、都市機能の向上を図りつつ、地域の特性を生かした個性あるまちづくりを進めるものとします。また、既成市街地においては、再開発等を推進し土地の高度利用と低未利用地の有効利用を図るとともに、市街化を図る必要がある区域においては、計画的に良好な市街地の整備を図るものとします。

さらに、住宅地、商業地等の適切な配置、景観への配慮、緑地空間や水辺空間の確保等により、環境への負荷の少ない都市構造の形成を図るとともに、オープンスペースの確保、ライフラインの多重化等により、災害に強い都市構造の形成

を図るものとしします。

(2) 農山村

農山村は、農林業生産活動の停滞や集落機能の低下が懸念されており、活性化が求められています。

このため、道路網や下水道等の生活基盤と農林業の生産基盤の整備を一体的に推進し、優良農用地及び森林の確保と整備を図るとともに、耕作放棄地の解消と発生防止に努め、その有効利用を促進するものとしします。

また、農林業の担い手の確保、農用地の利用集積、集落営農、都市住民の参加・協力等、多様な主体による農林業への参画を促進するものとしします。

さらには、農地と宅地が混在する地域においては、農業生産環境と地域住民の生活環境が調和するよう計画的かつ適切な土地利用を図るものとしします。

(3) 自然維持地域

自然維持地域は、原生的な自然や優れた風景地等を有することから、県土の生態系ネットワークを形成する上で中核的な役割を果たしています。

このため、適正な保全と管理の下で、自然体験・学習等の自然とのふれあいの場としての利用を図るものとしします。

3

地域別の土地利用の基本方向

地域別の土地利用は、土地、水、自然等の資源の有限性を踏まえ、地域の振興を基調として、環境の保全に配慮しつつ、地域特性を生かした土地の有効利用を図り、県土の均衡ある発展を図ることを基本としします。

地域の区分は、本県の自然的、社会的、歴史的な過程等を考慮して、国土利用計画（県計画）の区分に従い、東信地域（佐久・上小地域）、南信地域（諏訪・上伊那・飯伊地域）、中信地域（木曾・松本・大北地域）、北信地域（長野・北信地域）の4地域に区分しします。

(1) 東信地域

この地域は、本県の東部に位置し、北陸新幹線、上信越自動車道、建設中の中部横断自動車道等により、首都圏・日本海圏・太平洋圏との交通の結節点としての役割が期待されています。また、豊かな自然に恵まれた我が国有数の高原リゾートエリアであり、全国屈指の高原野菜の産地であるとともに、加工組立型産業・技術の集積等から地域に根ざした高付加価値型産業の創出が期待され、一層の発展が見込まれます。



【小諸市・佐久市】
中部横断自動車道佐久小諸ジャンクション

このため、中部横断自動車道のインターチェンジ周辺をはじめ今後開発の可能性のある地域においては、周辺地域を含めた計画的な土地利用を図るものとし、また、産学官連携によるナノテクノロジーなど地域に根ざした高付加価値型産業の集積や感性価値を付加したものづくり産業の創出を図り、低未利用地の有効利用も考慮して、産業集積を進める上で必要な用地を確保するものとし、さらに、浅間山の火山対策等を通じて防災・減災のまちづくりを推進するものとし、

八ヶ岳や浅間山麓、菅平高原等を中心に冷涼な気候を生かして、レタス、はくさい、キャベツなど、全国屈指の産地として発展しています。近年は、レタスを海外へ輸出するなど、新たな取組も行われています。このため、今後も優良農用地を積極的に確保するとともに、耕作放棄地の解消と発生防止を図るものとし、また、八ヶ岳高原では、大規模な酪農経営が営まれていることから、自給飼料基盤に立脚した酪農経営を行う上でも採草放牧地の保全を図るものとし、



【川上村】千曲川最上流

この地域は、千曲川の最上流域や全国有数の寡雨地域も存在することから、水源かん養や県土保全機能等の多面的機能を高度に発揮させるため、多様な主体の参加を促進しつつ、森林の整備と保全を図るものとし、特に、県内最大のカラマツ資源を有することから、この活用により林業・木材産業の振興を図るものとし、

また、浅間山、菅平高原等の上信越高原国立公園、千曲川源流域の秩父多摩甲斐国立公園、自然環境保全地域の天狗山等の豊かな自然に恵まれたこの地域は、軽井沢高原をはじめとする全国有数の高原リゾートエリアとなっていることから、自然環境の

保全と観光資源としての活用を図るものとし、さらに、旧中山道、旧北国

街道の街道・宿場や「信州の鎌倉」塩田平等の歴史的文化遺産の保全と活用を図るとともに、地域の景観上の特性や諸条件を踏まえたきめ細かい景観計画や地域住民等による協定等により、景観の保全・育成を図るものとします。

【東御市】海野宿



(2) 南信地域

この地域は、本県の南部に位置し、中央自動車道西宮線により首都圏、中京圏との交流が深く、伊那木曾連絡道路（権兵衛トンネル）の開通により木曾地域との多面的な交流が進んでいます。また、世界に誇る加工組立型産業や園芸作物を中心とした農業が発展しています。今後、三遠南信自動車道の建設促進により、三河（愛知県）や遠州（静岡県）とを結ぶ南の玄関口としての役割が増大するとともに、リニア中央新幹線の整備により、一層の発展が見込まれます。

このため、国道153号伊那バイパス・伊南バイパス沿線をはじめ今後開発の可能性のある地域においては、周辺地域を含めた計画的な土地利用を図るとともに、飯伊地域においては定住自立圏構想を踏まえた広域的な土地利用を図るものとします。また、産学官連携や諏訪圏工業メッセの開催等による企業間連携により、新規成長分野への挑戦や創業・起業環境の醸成を図り、低未利用地の有効利用も考慮して、産業集積を進める上で必要な用地を確保するものとします。さらに、この地域の大部分が東海地震に係る地震防災対策強化地域に指定されていることから、防災・減災のまちづくりを推進するものとします。

八ヶ岳山麓では冷涼な気候を生かし、セルリー、キャベツ、カーネーションなどの高原野菜や花きが生産され、南アルプスと中央アルプスのふもとでは、水稻を中心に複合経営による野菜・果樹・花き生産に加え、県内でも有数の酪農・肉用牛の生産が行われるなど、多品目にわたる農業経営が展開されています。



【飯田市】三遠南信自動車道天龍峡インターチェンジ

また、県内においてモデルとなる集落営農の取組が行われています。このため、今後も優良農用地を積極的に確保するとともに、耕作放棄地の解消と発生防止を図るものとします。さらに、農業体験と観光を合わせたワーキングホリデーや観光農園等、多彩なメニューのグリーンツーリズムへの取組が重要なことから、今後とも、都市農村交流を通じた農用地利用を推進するものとします。



【原村】八ヶ岳山麓の高原野菜

伊那谷を中心に県内の3割を占める森林地域においては、その多面的機能を高度に発揮させるため、矢作川流域等での上下流域の住民や企業等多様な主体の参加による取組等を活用し、森林の整備と保全を図るものとします。また、地域材を活用した住宅づくりなど県産材の普及を図るとともに、未利用資源を活用した木質バイオマスの利用促進により、森林を支える山村地域の活性化を図るものとします。



【伊那市】
西箕輪地区（景観育成特定地区）

南アルプス国立公園、八ヶ岳中信高原国定公園、天竜奥三河国定公園、中央アルプス県立公園といった多くの自然公園や八島ヶ原湿原等高層湿原を有するなど、豊かな自然に恵まれていることから、その適正な保全と観光資源としての活用を図ります。さらに、県内で初めて景観育成特定地区に指定された伊那市西箕輪地区や景観育成重点地域、景観育成住民協定等にみられるように、地域の美化や景観づくりに関する住民主体の活動と連携し、協働による地域づくりを進めるものとします。

(3) 中信地域

この地域は、本県の西部に位置し、北アルプスや安曇野の田園風景、松本城等の恵まれた観光資源を有した空の玄関口であり、電機・電子、情報等県内有数の産業集積と、野菜、果樹等バラエティーに富んだ農産物の主要産地で、県の中核

的な地域となっています。今後、中部縦貫自動車道、松本糸魚川連絡道路や木曾川右岸道路等の整備により、一層広範囲な交流拡大と発展が見込まれます。

このため、中部縦貫自動車道・松本糸魚川連絡道路沿線をはじめ今後開発の可能性のある地域においては、周辺地域を含めた計画的な土地利用を図るものとし、また、産学官連携による新技術・新製品の開発を促進し、低未利用地の有効利用も考慮して、産業集積を進める上で必要な用地を確保するものとし、さらに、糸魚川―静岡構造線が存在していることから、防災・減災のまちづくりを推進するものとし、



【松本市】松本臨空工業団地

北アルプスを望む地域では、豊かな自然条件や気温の日較差が大きいという気象条件を生かし、水稻を始め、りんご、レタス、すいか、ぶどうなどの園芸作物を中心に畜産、花きなどの生産が行われ、県内でも有数の農業地帯として発展しています。また、山間地では、はくさいなどの野菜と和牛肥育素牛の生産が行われています。このため、今後も優良農用地を積極的に確保するとともに、耕作放棄地の解消と発生防止を図るものとし、さらに、遊休農地を利用して都市部との交流を行う滞在型市民農園（クラインガルテン）の開設にいち早く取り組んできたことから、今後とも、都市農村交流を通じた農用地の積極的な活用を図るものとし、

県内の4割弱を占める森林地域においては、その多面的機能を高度に発揮させるため、人工林のヒノキやカラマツなどの製材品その他の林産物の生産や、水源地域としての木曾川上下流域の交流等多様な主体の参加による取組等を活用し、森林



【上松町】赤沢自然休養林

の整備と保全を図るものとし、また、森林セラピー基地「赤沢自然休養林」等は健康づくりや医療と連携した観光資源としての活用を図るものとし、

中部山岳国立公園の北アルプス、上高地、乗鞍や県立自然公園の御嶽山等の山岳景観、自然環境保全地域の姫川源流、南木曾岳、唐花見湿原、角間池等原生的な自然に恵まれていることから、その適正な保全を図るものとします。また、全国有数のスキー場、温泉地、上高地等知名度の高い観光地が数多くあり、塩の



【小谷村】 梅池自然園

道古道等歴史的文化遺産の保全と合わせてそれらの活用を図るものとします。さらに、景観計画や地域住民等による住民協定等により、安曇野の田園風景や松本城の眺望に配慮したまちづくりなど、地域の特性に応じた景観の保全・育成を図るものとします。

(4) 北信地域

この地域は、県の北部に位置し、善光寺等文化的資源や志賀高原等の豊かな自然に恵まれ、機械、電機、食品をはじめとする製造業等多様な産業や文化機能が集積する、県都長野市を中心とした県の中核的な地域となっています。今後、北陸新幹線の長野一金沢間の開業や上信越自動車道の四車線化により人的・経済的な交流のさらなる拡大が期待され、一層の発展が見込まれます。

このため、長野駅周辺、飯山駅周辺等北陸新幹線沿線、上信越自動車道沿線をはじめ今後開発の可能性のある地域においては、周辺地域を含めた計画的な土地利用を図るとともに、地域内に残る「門前の町並み」など文化・歴史的環境を生かし、景観に配慮したまちづくりを推進するものとします。また、産学官連携による超精密・超微細部品を組み込んだ製品を生産する信州型スーパークラスターの形成を図り、低未利用地の有効利用も考慮して、産業集積を進める上で必要な用地を確保するものとします。さらに、千曲川の治水対策等を通じて、防災・減災のまちづくり



【中野市】 北陸新幹線

を推進するものとします。

千曲川沿岸を中心に果樹栽培が行われており、りんご、ぶどう、ももは栽培面積、生産量とも県内第1位と、果樹を中心とした園芸作物の主要産地として発展しています。また、アスパラガス、エノキタケは全国屈指の生産量を誇っています。このため、今後も優良農用地を



【千曲市】姨捨の棚田

積極的に確保するとともに、耕作放棄地の解消と発生防止を図るものとします。さらに、姨捨の棚田をはじめとする恵まれた農村景観や観光資源を生かした体験型グリーンツーリズムの推進等への取組が行われていることから、今後とも、都市農村交流を通じた農用地の積極的な活用を推進するものとします。

森林地域においては、スギや広葉樹が多く、その資源を活用した林業・木材産業の振興を図るものとします。また、北部・西部の土砂災害の発生しやすい地域においては、地すべり対策事業等の災害対策を総合的に推進するとともに、豪雪がもたらすなだれ災害の抑制をはじめ県土の保全等多面的機能を高度に発揮させるため、多様な主体の参加を促進しつつ、森林の整備と保全を図るものとします。さらに、森林の癒し効果を体験する森林セラピー基地が県内8か所(森林セラピーロードを含む。)のうち4か所あることから、長野・新潟県境を縦走する信越トレイルを含め、観光資源として有効活用を図るものとします。



【飯山市】高社山麓・千曲川下流域景観育成重点地域

この地域には、上信越高原国立公園に指定されている苗場山・志賀高原一帯の高層湿原、自然環境保全地域の逆谷地湿原など県内の7割を占める原野が存在しています。また、鍋倉山・奥裾花溪谷等のブナの原生林等豊かな自然にも恵まれていることから、その適正な保全を図るとともに、地域の景観上の特性や諸条件を踏まえたいきめ細かい

景観計画や地域住民等による協定等により、景観の保全・育成を図るものとします。さらに、オリンピック・パラリンピックの開催、エムウェーブ・スパイラルのナショナルトレーニングセンター指定を契機にさらなるスポーツ振興を図るとともに、多くの温泉やスキー場を有していることから、これらの観光資源としての活用を図るものとします。

4

土地利用の原則

土地利用は、土地利用基本計画図に図示された都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の五地域ごとにそれぞれ次の原則に従って適正に行われなければならないものとします。なお、五地域のいずれにも属さない地域においては、当該地域の特性及び周辺地域との関連等を考慮して五地域いずれかに属するよう適正な土地利用を図るものとします。

(1) 都市地域

都市地域は、一体の都市として総合的に開発し、整備し及び保全する必要がある地域です。

都市地域の土地利用については、良好な都市環境の確保・形成及び機能的な都市基盤の整備等に配慮しつつ、既成市街地の整備を促進します。



【松本市】松本駅アルプス口

ア 市街化区域（都市計画法第7条第1項による市街化区域をいう。以下同じ。）及び用途地域（都市計画法第8条第1項第1号による用途地域のうち市街化区域内のものを除く用途地域をいう。以下同じ。）においては、今後新たに必要とされる宅地を計画的に確保、整備することを基本とします。また、安全性、快適性、利便性等を十分配慮した市街地の開発、交通体系の整備、上下水道その他の都市施設の整備を計画的に推進するとともに、当該地域内の樹林地、水辺地等の自然的環境については、積極的に保全を図り、自然と人が共生する緑豊かな生活環境を創出するものとします。

イ 市街化調整区域（都市計画法第7条第1項による市街化調整区域をいう。以下同じ。）においては、特定の場合を除き、都市的な利用を避け、良好な都市環境を保持するための緑地等の保全を図るものとします。

ウ その他の都市地域（上記「ア 市街化区域及び用途地域」及び「イ 市街化調

整区域」以外の都市地域をいう。以下同じ。)においては、土地利用の動向を踏まえ、環境及び農林地の保全に留意しつつ都市的な利用を認めるものとします。

(2) 農業地域



【富士見町】基盤整備された立沢地区

農業地域は、農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域です。

農業地域の土地利用については、農用地が食料自給率の向上や農産物の安定供給のための国民の最も基礎的な資源であるとともに、農業生産活動を通じて発揮される、県土保全、水源のかん養等の多面的機能を有して

いることを考え合わせると、現況農用地は極力その保全と有効利用を図るものとします。

また、耕作放棄地については、所有者による適切な管理に加え、多様な主体の参加を促進することにより、再生活用を図るものとします。

ア 農用地区域

農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号による農用地等として利用すべき土地の区域をいう。以下同じ。）においては、農業生産の基盤として確保されるべき土地であることを考え合わせると、土地改良、農業用排水施設等の農業基盤の整備を計画的に推進するとともに、他用途への転用は行わないものとします。

イ その他の農業地域

その他の農業地域（農用地区域以外の農業地域をいう。以下同じ。）においては、農業生産力の高い農用地、集团的に存在している農用地、又は農業に対する公共投資の対象となった農用地の転用は原則として行わないものとします。ただし、都市計画等農業以外の土地利用計画との調整が整った場合には、その転用は調整された計画等を尊重するものとします。

(3) 森林地域

森林地域は、森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興及び森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域です。

森林地域の土地利用については、林産物の供給をはじめ、県土保全、水源のかん養等森林の持つ多面的機能が持続的に発揮されることが国民生活の安定に欠く



【長野市】中条住良木地区

ことができないものであることを考え合わせると、必要な森林の確保を図るとともに、森林の有する機能が高度に発揮されるよう、多様な主体の参加を促進しつつ、その整備と保全を図るものとします。

ア 保安林

保安林（森林法第25条第1項及び第25条の2第1項による保安林をいう。以下同じ。）においては、県土保全、水源かん養、生活環境の保全等の諸機能の積極的な維持増進を図るべきものであることを考え合わせると、適正な管理を行うとともに、他用途への転用は行わないものとします。

イ その他の森林地域

その他の森林地域（保安林以外の森林地域をいう。以下同じ。）においては、多面的機能の維持増進を図るため、適正な管理を行うものとし、林地の保全に特に留意すべき森林、施業方法を特定されている森林、水源として依存度の高い森林、優良人工造林地、又はこれに準ずる天然林等の機能の高い森林については、他用途への転用を避けるものとします。

なお、森林を他用途へ転用する場合には、その多面的機能の維持を図るとともに、生物多様性保全のため、生態系ネットワークの維持に十分配慮するものとします。

(4) 自然公園地域

自然公園地域は、優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域です。

自然公園地域の土地利用については、自然公園が優れた自然の風景地であり、その利用を通じて県民の保健、休養及び体験学習等のふれあいの場に資するものであることを考え合わせると、優れた自然の保護とその適正な利用を図るものとします。



【大町市】針ノ木岳から後立山連峰を望む

ア 特別保護地区(自然公園法第14条第1項による特別保護地区をいう。以下同じ。)においては、その指定の趣旨に即して景観の厳正な維持を図るものとします。

イ 特別地域(自然公園法第13条第1項又は長野県立自然公園条例(昭和35年長野県条例第22号)第7条第1項の特別地域をいう。以下同じ。)においては、その風致の維持を図るべきものであることを考え合わせると、都市的利用、農業的利用等を行うための開発は極力避けるものとします。

ウ 普通地域(自然公園法第26条第1項又は長野県立自然公園条例第20条第1項の普通地域をいう。以下同じ。)においては、都市的利用又は農業的利用を行うための大規模な開発その他自然公園としての風景地の保護に支障を来たすおそれのある土地利用は極力避けるものとします。

(5) 自然保全地域

自然保全地域は、良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要がある地域です。

自然保全地域の土地利用については、自然環境が人間の健康的で文化的な生活に欠くことのできないものであることを考え合わせると、広く県民が、その恩恵を享受するとともに、将来の県民に自然環境を継承することができるよう積極的に保全を図るものとします。



【白馬村】 姫川源流自然探勝園

ア 特別地区(自然環境保全法第25条第1項又は長野県自然環境保全条例(昭和46年長野県条例第35号)第10条第1項による特別地区をいう。以下同じ。)においては、その指定の趣旨を考え合わせると、特定の自然環境の状況に対応した適正な保全を図るものとします。

イ 普通地区(自然環境保全法第28条第1項又は長野県自然環境保全条例第12条第1項による普通地区をいう。以下同じ。)においては、原則として土地の利用目的を変更しないものとします。

土地利用の調整に関する事項

1

五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針

都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域又は自然保全地域のうち2地域が重複している地域においては、次に掲げる調整指導方針に即し、また、3以上の地域が重複する地域においては、次に掲げる調整指導方針におけるそれぞれの関係からみた優先順位、指導の方向等を考慮して、第1の2に掲げる地域類型別の県土利用の基本方向及び第1の3に掲げる地域別の土地利用の基本方向に沿った適正かつ合理的な土地利用を図るものとします。

(1) 都市地域と農業地域とが重複する地域

ア 市街化調整区域又はその他の都市地域と農用地区域とが重複する場合
農用地としての利用を優先するものとします。

イ 市街化調整区域又はその他の都市地域とその他の農業地域とが重複する場合
土地利用の現況に留意しつつ、農業上の利用との調整を図りながら、都市的な利用を認めるものとします。

(2) 都市地域と森林地域とが重複する地域

ア 都市地域と保安林の区域とが重複する場合
保安林としての利用を優先するものとします。

イ 市街化区域及び用途地域とその他の森林地域とが重複する場合
原則として、都市的な利用を優先するものとしますが、緑地としての森林の保全に努めるものとします。

ウ 市街化調整区域又はその他の都市地域とその他の森林地域とが重複する場合
森林としての利用の現況に留意しつつ、森林としての利用との調整を図りながら都市的な利用を認めるものとします。

(3) 都市地域と自然公園地域とが重複する地域

- ア 市街化区域及び用途地域と自然公園地域とが重複する場合
自然公園としての機能をできる限り維持するよう調整を図りながら、都市的利用を図っていくものとします。
- イ 市街化調整区域又はその他の都市地域と特別地域とが重複する場合
自然公園としての保護及び利用を優先するものとします。
- ウ 市街化調整区域又はその他の都市地域と普通地域とが重複する場合
両地域が両立するよう調整を図っていくものとします。

(4) 都市地域と自然保全地域とが重複する地域

- ア 市街化調整区域又はその他の都市地域と特別地区とが重複する場合
自然環境としての保全を優先します。
- イ 市街化調整区域又はその他の都市地域と普通地区とが重複する場合
両地域が両立するよう調整を図っていくものとします。

(5) 農業地域と森林地域とが重複する地域

- ア 農業地域と保安林の区域とが重複する場合
保安林としての利用を優先するものとします。
- イ 農用地区域とその他の森林地域とが重複する場合
原則として、農用地としての利用を優先するものとしますが、農業上の利用との調整を図りながら、森林としての利用を認めるものとします。
- ウ その他の農業地域とその他の森林地域とが重複する場合
森林としての利用を優先するものとしますが、森林としての利用との調整を図りながら、農業上の利用を認めるものとします。

(6) 農業地域と自然公園地域とが重複する地域

- ア 農業地域と特別地域とが重複する場合
自然公園としての保護及び利用を優先するものとします。
- イ 農業地域と普通地域とが重複する場合
両地域が両立するよう調整を図っていくものとします。

(7) 農業地域と自然保全地域とが重複する地域

- ア 農業地域と特別地区とが重複する場合

自然環境としての保全を優先するものとします。

- イ 農業地域と普通地区とが重複する場合
両地域が両立するよう調整を図っていくものとします。

(8) 森林地域と自然公園地域とが重複する地域

両地域が両立するよう調整を図っていくものとします。

(9) 森林地域と自然保全地域とが重複する地域

両地域が両立するよう調整を図っていくものとします。

2

特に調整を要する地域での留意事項

土地利用の転換は、復元の困難性や生態系をはじめとする自然の様々な循環系への影響に十分留意した上で、人口や産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況その他の自然的・社会的条件を勘案して、適正に行うことが求められています。

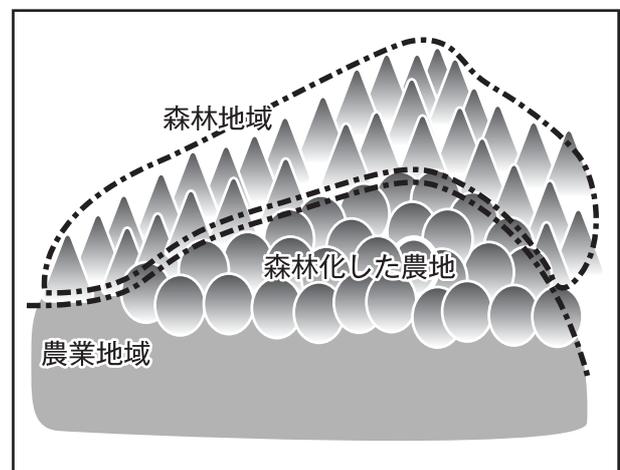
このため、市町村においては、地域住民の意向等、地域の実情を踏まえるとともに、市町村の基本構想等、地域づくりの計画との整合を図るものとします。また、県においては、土地利用が広範囲に及ぼす影響を踏まえ、市町村間の土地利用の整合を図るものとします。

こうした中、地域が直面している土地利用に係る課題について、特に調整を要する留意事項は、次のとおりです。

(1) 耕作放棄地の増加への対応

少子高齢化や人口減少による担い手の不足等から増加する耕作放棄地への対応が求められています。

このため、農用地として再生活用できるものについては、生産のための基盤整備や農業の担い手への利用集積の促進等により、有効活用を図るものとし、既に森林化しており、農用地としての活用が困難なものについては、計画的に森林地域等へ変更



し、適正な土地利用を図るものとします。

(2) 農用地における幹線道路沿いの開発への対応



商業施設等の出店圧力が高まる都市郊外の幹線道路の沿道においては、自然豊かな田園風景や住み良い地域環境等に及ぼす影響が懸念されています。

特に、優良農用地を通過する幹線道路の沿道においては、農用地の集団化、農作業の効率化等に支障を来すことのないよう十分な配慮が求められています。

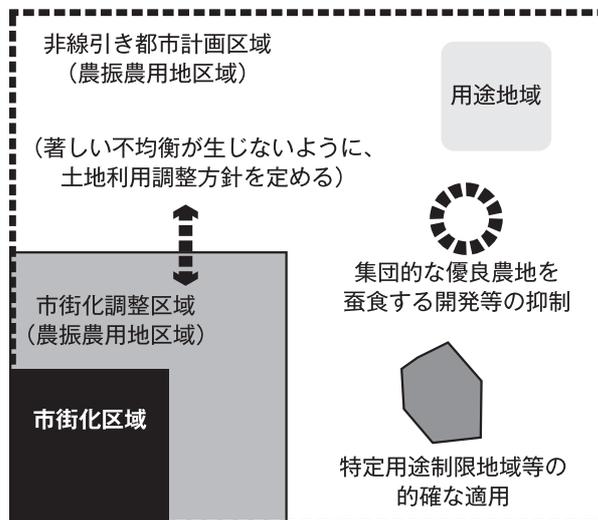
このため、農用地の利用転換に際しては、農業的利用と都市的利用の視点から、具体的には、食料生産の確保、農業経営の安定、地域の農業と景観等に及ぼす影響と、地域の実情に応じた開発の必要性について、沿道の土地利用を規制・誘導する調整方針を立て、適正な土地利用を図るものとします。

(3) 地域間の土地利用への対応

地域においては、個性、多様性や住民の意向を生かしつつ、地域間の機能分担と交流・連携を促進し、地域の活性化と自立的な発展が求められています。

このため、大規模な土地利用の転換については、その影響が広範囲に及ぶことから、周辺地域も含めて事前に十分な調査と調整を行い、県土の保全と安全性の確保、環境の保全等に配慮しつつ、適正な土地利用を図るものとします。

特に、厳しい開発制限を伴う市街化調整区域に比べ、隣接した土地利用規制の緩やかな地域においては開発圧力が高まることが予想されるため、隣接する地域の間で一体的な土地利用が図られるよう都市的利用と農業的利用等との調整を行い、厳格な規制・誘導を伴う適正な土地利用を図るものとします。



(参考1)

土地利用基本計画図地域区分別面積

(1) 五地域区分の面積

区 分		面 積 (ha)	割 合 (%)
五 地 域	都 市 地 域	344,180	25.4
	農 業 地 域	463,532	34.2
	森 林 地 域	1,059,920	78.2
	自 然 公 園 地 域	278,523	20.5
	自 然 保 全 地 域	790	0.1
計		2,146,945	158.3
白 地 地 域		10,437	0.8
合 計		2,157,382	159.1
県 土 面 積		1,356,223	100.0

(注) 1 県土面積は、平成20年10月1日現在である。(国土地理院発表)

2 県土面積以外は、平成21年4月1日現在の各個別規制法担当部局保有資料による。(2)、(3)において同じ。

(2) 五地域の重複状況別面積

区 分		面 積 (ha)	割 合 (%)
重 複 の な い 地 域	(都)	50,531	3.7
	(農)	100,523	7.4
	(森)	473,643	34.9
	(公)	4,151	0.3
	(保)	9	0.0
	計	628,857	46.4
重 複 地 域	(都) と (農)	124,181	9.2
	(都) と (森)	96,117	7.1
	(都) と (公)	1,923	0.1
	(都) と (保)	2	0.0
	(農) と (森)	185,569	13.7
	(農) と (公)	3,134	0.2
	(森) と (公)	222,249	16.4
	(森) と (保)	754	0.1
	(都) と (農) と (森)	35,909	2.6
	(都) と (農) と (公)	1,410	0.1
	(都) と (農) と (保)	2	0.0
	(都) と (森) と (公)	32,872	2.4
	(都) と (森) と (保)	3	0.0
	(農) と (森) と (公)	11,567	0.8
	(農) と (森) と (保)	7	0.0
	(都) と (農) と (森) と (公)	1,217	0.1
	(都) と (農) と (森) と (保)	13	0.0
計	716,929	52.8	
白 地 地 域		10,437	0.8
県 土 面 積		1,356,223	100.0

(注) (都) は都市地域、(農) は農業地域、(森) は森林地域、(公) は自然公園地域、(保) は自然保全地域。

(3) 参考表示の地域、地区等の面積

地域、地区等	面積 (ha)	備考
(都市地域)		
市街化区域	12,236	
市街化調整区域	53,595	
用途地域	26,514	市街化区域を除く。
(農業地域)		
農用地区域	119,355	
(森林地域)		
国有林	380,539	
地域森林計画対象民有林	679,381	
保安林	559,243	国有林及び地域森林計画対象民有林の内数。
(自然公園地域)		
特別地域	182,129	
特別保護地区	31,625	特別地域の内数。
(自然保全地域)		
特別地区	755	

(参考2)

県内地域区分図

(平成22年3月31日現在)



(参考3)

五地域区分の重複する地域における 土地利用に関する調整指導方針

五地域区分	五地域区分	都市地域			農業地域		森林地域		自然公園地域			自然保全地域	
		市街化区域及び用途地域	市街化調整区域	その他	農用地区域	その他	保安林	その他	特別保護地区	特別地域	普通地域	特別地区	普通地区
都市地域	市街化区域及び用途地域												
	市街化調整区域	×											
	その他	×	×										
農業地域	農用地区域	×	←	←									
	その他	×	①	①	×								
森林地域	保安林	×	←	←	×	←							
	その他	②	③	③	④	⑤	×						
自然公園地域	特別保護地区	×	×	×	×	×	○	○					
	特別地域	×	←	←	←	←	○	○	×				
	普通地域	⑥	○	○	○	○	○	○	×	×			
自然保全地域	特別地区	×	←	←	←	←	○	○	×	×	×		
	普通地区	×	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	

【凡例】



制度上又は実態上、一部の例外を除いて重複のないもの。



相互に重複している場合は、矢印方向の土地利用を優先する。



相互に重複している場合は、両地域が両立するよう調整を図る。



① 土地利用の現況に留意しつつ、農業上の利用との調整を図りながら都市的な利用を認める。



② 原則として都市的な利用を優先するが、緑地としての森林の保全に努める。



③ 森林としての利用の現況に留意しつつ、森林としての利用との調整を図りながら都市的な利用を認める。



④ 原則として農用地としての利用を優先するものとするが、農業上の利用との調整を図りながら森林としての利用を認める。



⑤ 森林としての利用を優先するものとするが、森林としての利用との調整を図りながら農業上の利用を認める。



⑥ 自然公園としての機能をできる限り維持するよう調整を図りながら都市的な利用を図る。

付属資料

目 次

1 国土利用計画法（抄）	25
2 国土に関する諸計画の体系	28
3 五地域区分関連データ	29
(1) 都市計画区域	29
(2) 高規格幹線道路の現況	30
(3) 日本風景街道	31
(4) 景観育成重点地域等の状況	32
(5) 10 広域別製造品出荷額等・事業所数	33
(6) 4 地域別主な農産物生産量	34
(7) 10 広域別耕作放棄地面積と割合	35
(8) 森林セラピー基地・ロード	36
(9) 森林の里親契約企業・市町村一覧	37
(10) 自然公園・県自然環境保全地域	38
(1) 信州の名水・秘水等	39
4 長野県総合計画審議会 土地利用・事業認定部会委員名簿	40
5 改定の経過	41

1 国土利用計画法（抄）

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、国土利用計画の策定に関し必要な事項について定めるとともに、土地利用基本計画の作成、土地取引の規制に関する措置その他土地利用を調整するための措置を講ずることにより、国土形成計画法（昭和25年法律第205号）による措置と相まって、総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的とする。

（基本理念）

第2条 国土の利用は、国土が現在及び将来における国民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることにかんがみ、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図ることを基本理念として行うものとする。

第2章 国土利用計画

（国土利用計画）

第4条 国土利用計画は、全国の区域について定める国土の利用に関する計画（以下「全国計画」という。）、都道府県の区域について定める国土の利用に関する計画（以下「都道府県計画」という。）及び市町村の区域について定める国土の利用に関する計画（以下「市町村計画」という。）とする。

（全国計画）

第5条 国は、政令で定めるところにより、国土の利用に関する基本的な事項について全国計画を定めるものとする。

2 国土交通大臣は、全国計画の案を作成して、閣議の決定を求めなければならない。

3 国土交通大臣は、全国計画の案を作成する場合には、国土審議会及び都道府県知事の意見を聴かなければならない。

4 国土交通大臣は、前項の規定により都道府県知事の意見を聴くほか、都道府県知事の意向が全国計画の案に十分に反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。

5 国土交通大臣は、全国計画の案を作成するに当たっては、国土の利用の現況及び将来の見通しに関する調査を行うものとする。

6 国土交通大臣は、第2項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、全国計画を公表しなければならない。

7 国土交通大臣は、全国計画の案の作成に関する事務のうち環境の保全に関する基本的な政策に係るものについては、環境大臣と共同して行うものとする。

8 第2項から前項までの規定は、全国計画の変更について準用する。

（全国計画と他の国の計画との関係）

第6条 全国計画以外の国の計画は、国土の利用に関しては、全国計画を基本とするものとする。

（都道府県計画）

第7条 都道府県は、政令で定めるところにより、当該都道府県の区域における国土の利用に関し必要な事項について都道府県計画を定めることができる。

- 2 都道府県計画は、全国計画を基本とするものとする。
- 3 都道府県は、都道府県計画を定める場合には、あらかじめ、第38条第1項の審議会その他の合議制の機関及び市町村長の意見を聴くとともに、当該都道府県の議会の議決を経なければならない。
- 4 都道府県は、前項の規定により市町村長の意見を聴くほか、市町村長の意向が都道府県計画に十分に反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 5 都道府県は、都道府県計画を定めたときは、遅滞なく、これを国土交通大臣に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 6 国土交通大臣は、前項の規定により都道府県計画について報告を受けたときは、国土審議会の意見を聴いて、都道府県に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
- 7 国土交通大臣は、第5項の規定により都道府県計画について報告を受けたときは、これを関係行政機関の長に送付しなければならない。この場合において、関係行政機関の長は、国土交通大臣に対し、当該都道府県計画について意見を申し出ることができる。
- 8 国土交通大臣は、前項後段の規定による意見の申出があったときは、関係行政機関の長に協議するとともに、国土審議会の意見を聴いて、都道府県に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
- 9 第3項から前項までの規定は、都道府県計画の変更について準用する。

(市町村計画)

第8条 市町村は、政令で定めるところにより、当該市町村の区域における国土の利用に関し必要な事項について市町村計画を定めることができる。

- 2 市町村計画は、都道府県計画が定められているときは都道府県計画を基本とするとともに、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の基本構想に即するものでなければならない。
- 3 市町村は、市町村計画を定める場合には、当該市町村の議会の議決を経なければならない。
- 4 市町村は、市町村計画を定める場合には、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意向を十分に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 5 市町村は、市町村計画を定めたときは、遅滞なく、これを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 6 都道府県知事は、前項の規定により市町村計画について報告を受けたときは、第38条第1項の審議会その他の合議制の機関の意見を聴いて、市町村に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
- 7 第3項から前項までの規定は、市町村計画の変更について準用する。

第3章 土地利用基本計画等

(土地利用基本計画)

第9条 都道府県は、当該都道府県の区域について、土地利用基本計画を定めるものとする。

- 2 土地利用基本計画は、政令で定めるところにより、次の地域を定めるものとする。

- (1) 都市地域
- (2) 農業地域
- (3) 森林地域
- (4) 自然公園地域
- (5) 自然保全地域

- 3 土地利用基本計画は、前項各号に掲げる地域のほか、土地利用の調整等に関する事項について定

めるものとする。

- 4 第2項第1号の都市地域は、一体の都市として総合的に開発し、整備し、及び保全する必要がある地域とする。
- 5 第2項第2号の農業地域は、農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域とする。
- 6 第2項第3号の森林地域は、森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域とする。
- 7 第2項第4号の自然公園地域は、優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要があるものとする。
- 8 第2項第5号の自然保全地域は、良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要があるものとする。
- 9 土地利用基本計画は、全国計画（都道府県計画が定められているときは、全国計画及び都道府県計画）を基本とするものとする。
- 10 都道府県は、土地利用基本計画を定める場合には、あらかじめ、第38条第1項の審議会その他の合議制の機関及び市町村長の意見を聴くとともに、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。
- 11 都道府県は、前項の規定により市町村長の意見を聴くほか、市町村長の意向が土地利用基本計画に十分に反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 12 国土交通大臣は、第10項の同意をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 13 都道府県は、土地利用基本計画を定めたときは、遅滞なく、その要旨を公表しなければならない。
- 14 第10項から前項までの規定は、土地利用基本計画の変更（政令で定める軽易な変更を除く。）について準用する。

（土地利用の規制に関する措置等）

第10条 土地利用基本計画に即して適正かつ合理的な土地利用が図られるよう、関係行政機関の長及び関係地方公共団体は、この法律に定めるものを除くほか、別に法律で定めるところにより、公害の防止、自然環境及び農林地の保全、歴史的風土の保存、治山、治水等に配慮しつつ、土地利用の規制に関する措置その他の措置を講ずるものとする。

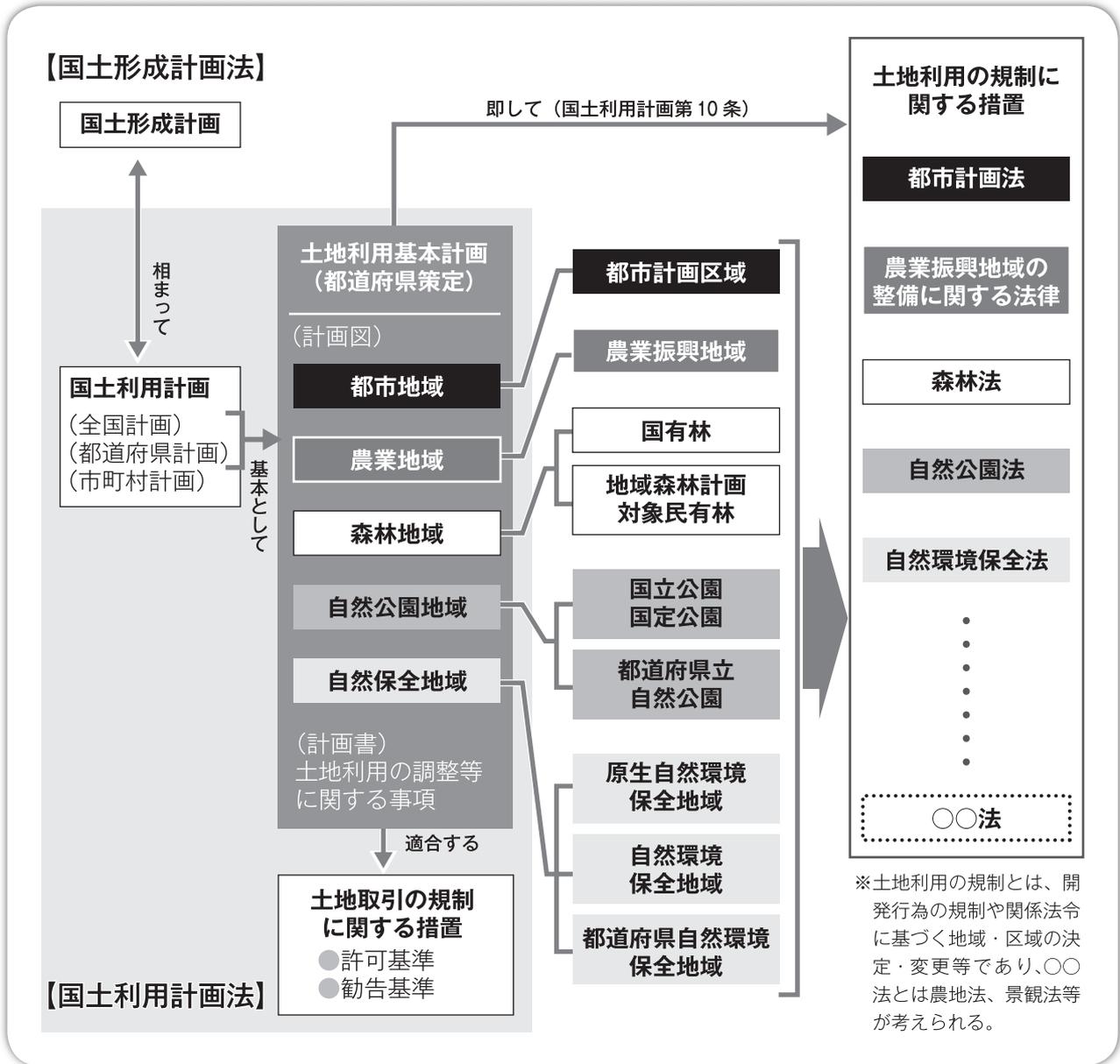
第7章 審議会等及び土地利用審査会

（審議会等）

第38条 この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県の区域における国土の利用に関する基本的な事項及び土地利用に関し重要な事項を調査審議するため、都道府県に、これらの事項の調査審議に関する審議会その他の合議制の機関（次項において「審議会等」という。）を置く。

- 2 審議会等の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

2 国土に関する諸計画の体系



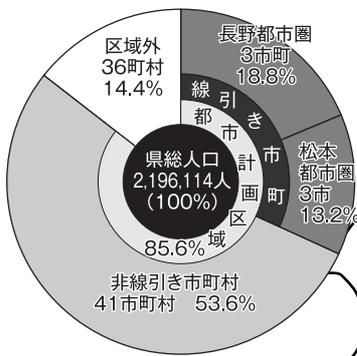
資料：国土交通省「土地利用基本計画の活用に関する研究会報告」から抜粋

3 五地域区分関連データ

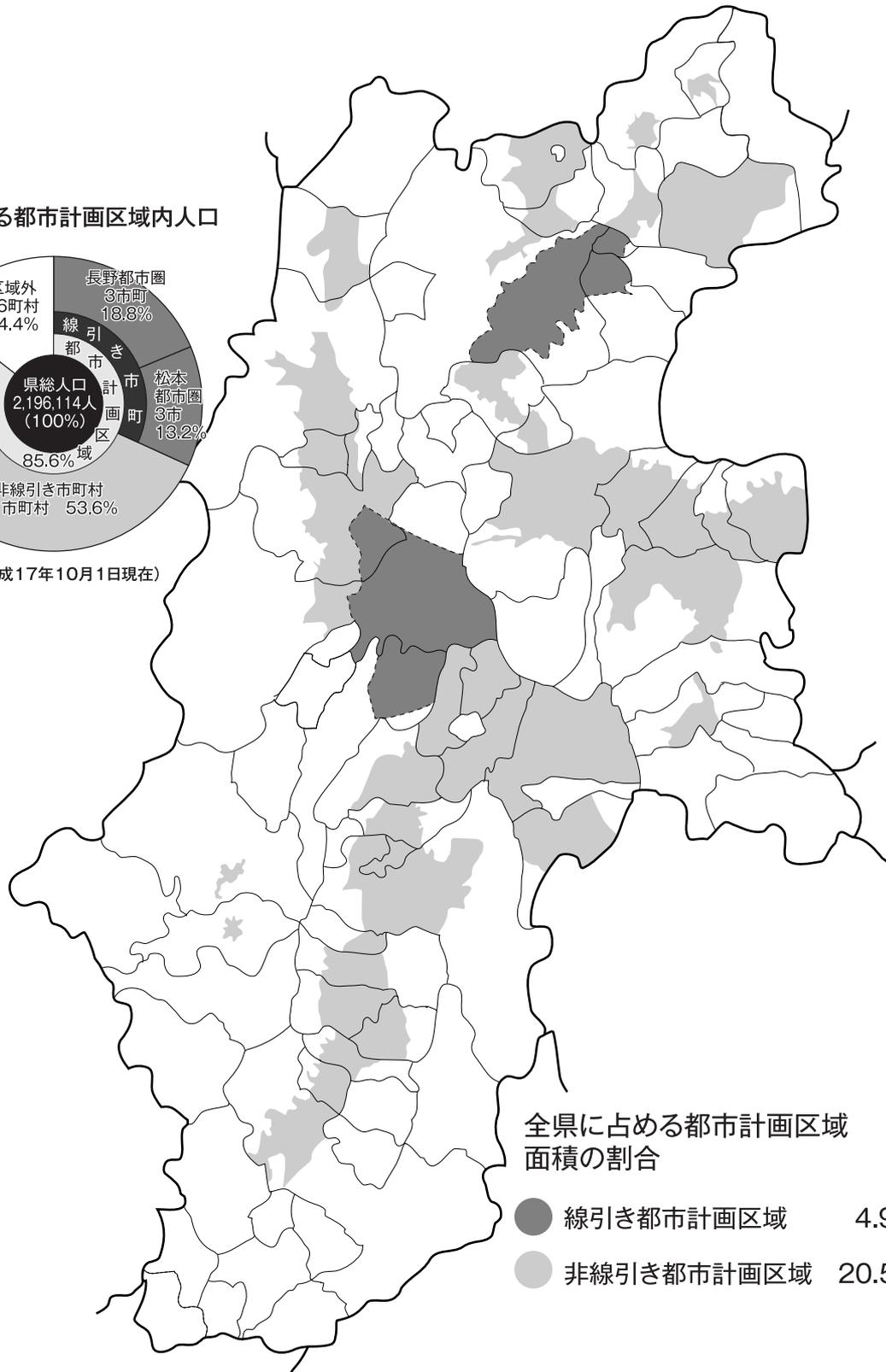
(1) 都市計画区域

(平成22年2月末現在)

人口に占める都市計画区域内人口



(人口は平成17年10月1日現在)



全県に占める都市計画区域面積の割合

- 線引き都市計画区域 4.9%
- 非線引き都市計画区域 20.5%

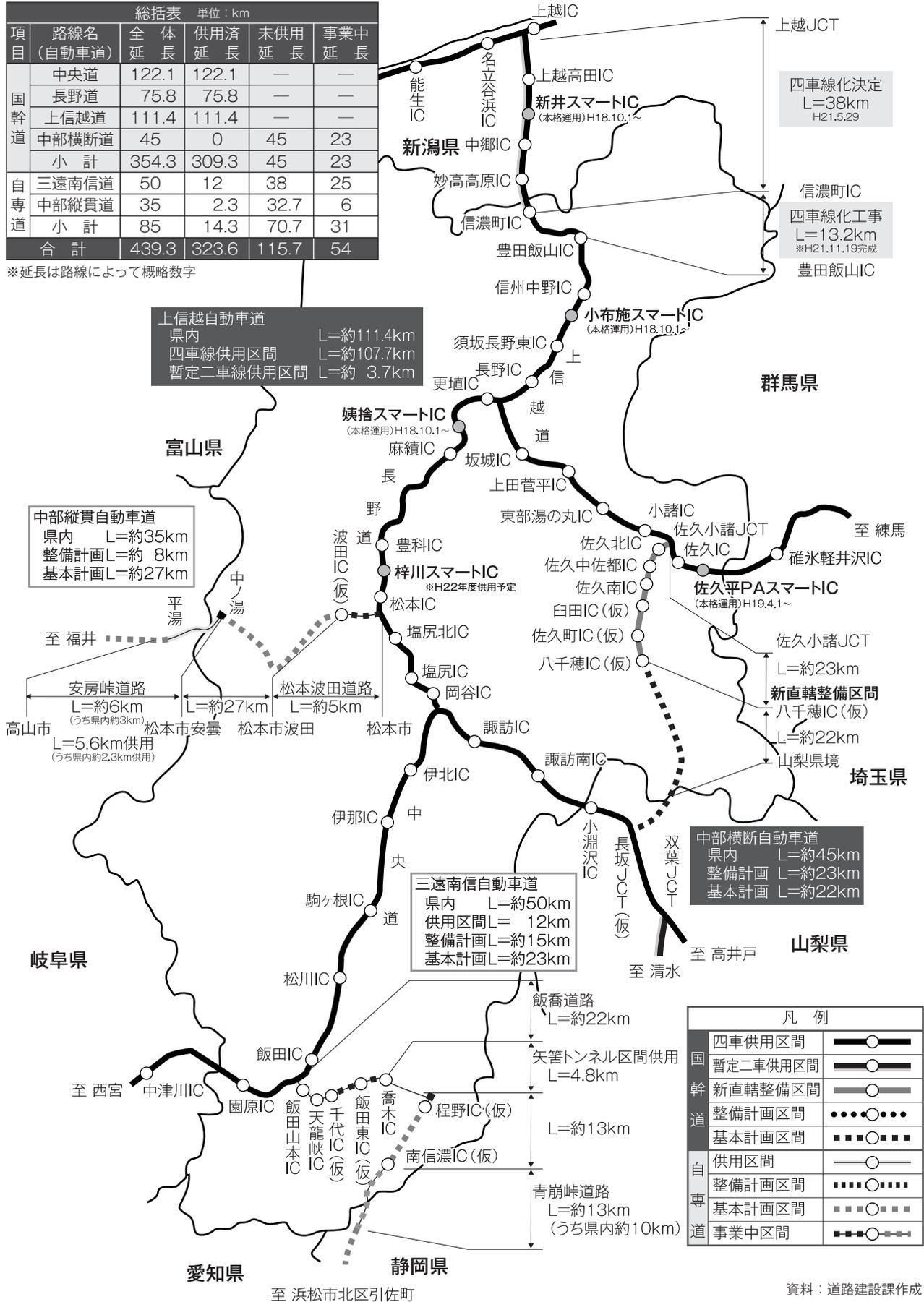
資料：都市計画課作成

(2) 高規格幹線道路の現況

(平成22年2月末現在)

総括表 単位：km					
項目	路線名 (自動車道)	全体 延長	供用済 延長	未供用 延長	事業中 延長
国 幹 道	中央道	122.1	122.1	—	—
	長野道	75.8	75.8	—	—
	上信越道	111.4	111.4	—	—
	中部横断道	45	0	45	23
	小計	354.3	309.3	45	23
自 専 道	三遠南信道	50	12	38	25
	中部縦貫道	35	2.3	32.7	6
	小計	85	14.3	70.7	31
合計		439.3	323.6	115.7	54

※延長は路線によって概略数字



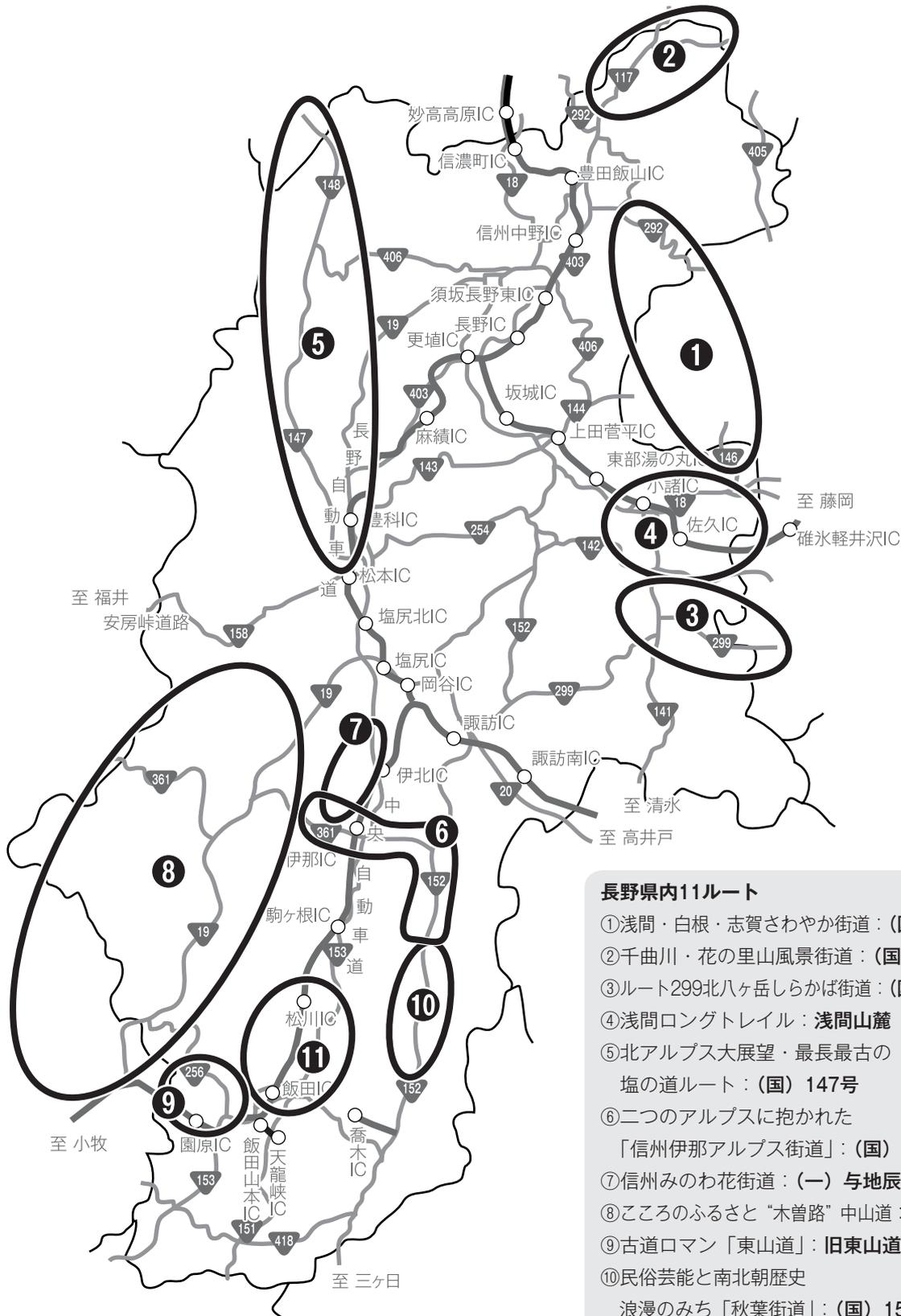
凡例	
四車供用区間	——○——
暫定二車供用区間	——○——
新直轄整備区間	——○——
整備計画区間	●●●○●●●
基本計画区間	●●●○●●●
供用区間	——○——
整備計画区間	●●●○●●●
基本計画区間	●●●○●●●
事業中区間	——○——

資料：道路建設課作成

(3) 日本風景街道

長野県11ルート概要

(平成22年2月末現在)

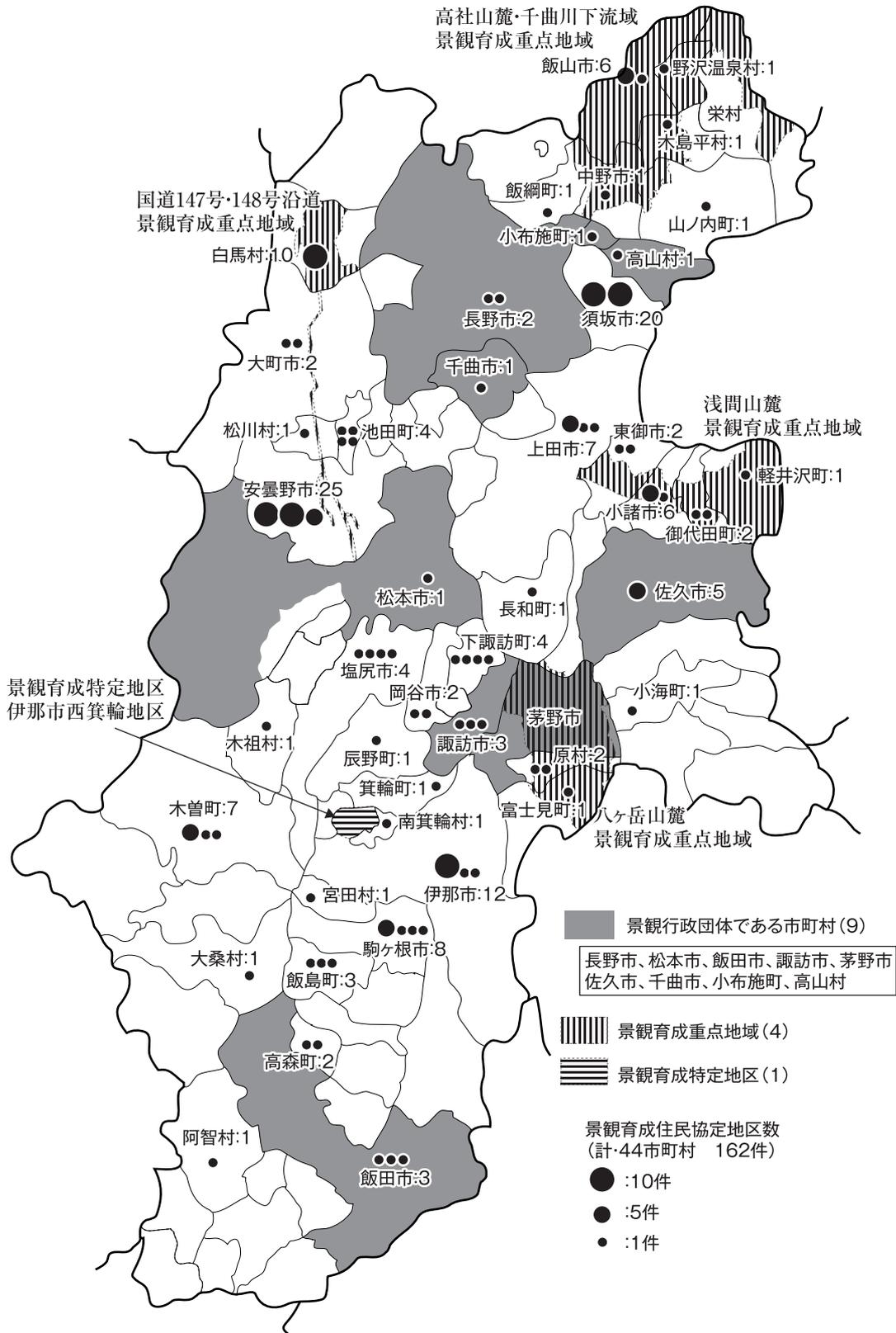


- 長野県内11ルート**
- ①浅間・白根・志賀さわやか街道：(国) 292号
 - ②千曲川・花の里山風景街道：(国) 117号
 - ③ルート299北八ヶ岳しらかば街道：(国) 299号
 - ④浅間ロングトレイル：浅間山麓
 - ⑤北アルプス大展望・最長最古の塩の道ルート：(国) 147号
 - ⑥二つのアルプスに抱かれた「信州伊那アルプス街道」：(国) 361号
 - ⑦信州みのわ花街道：(一) 与地辰野線
 - ⑧こころのふるさと「木曾路」中山道：(国) 19号
 - ⑨古道ロマン「東山道」：旧東山道
 - ⑩民俗芸能と南北朝歴史浪漫のみち「秋葉街道」：(国) 152号
 - ⑪南信州パノラマ街道：(国) 153号、県道、市町村道、農道

資料：道路建設課作成

(4) 景観育成重点地域等の状況

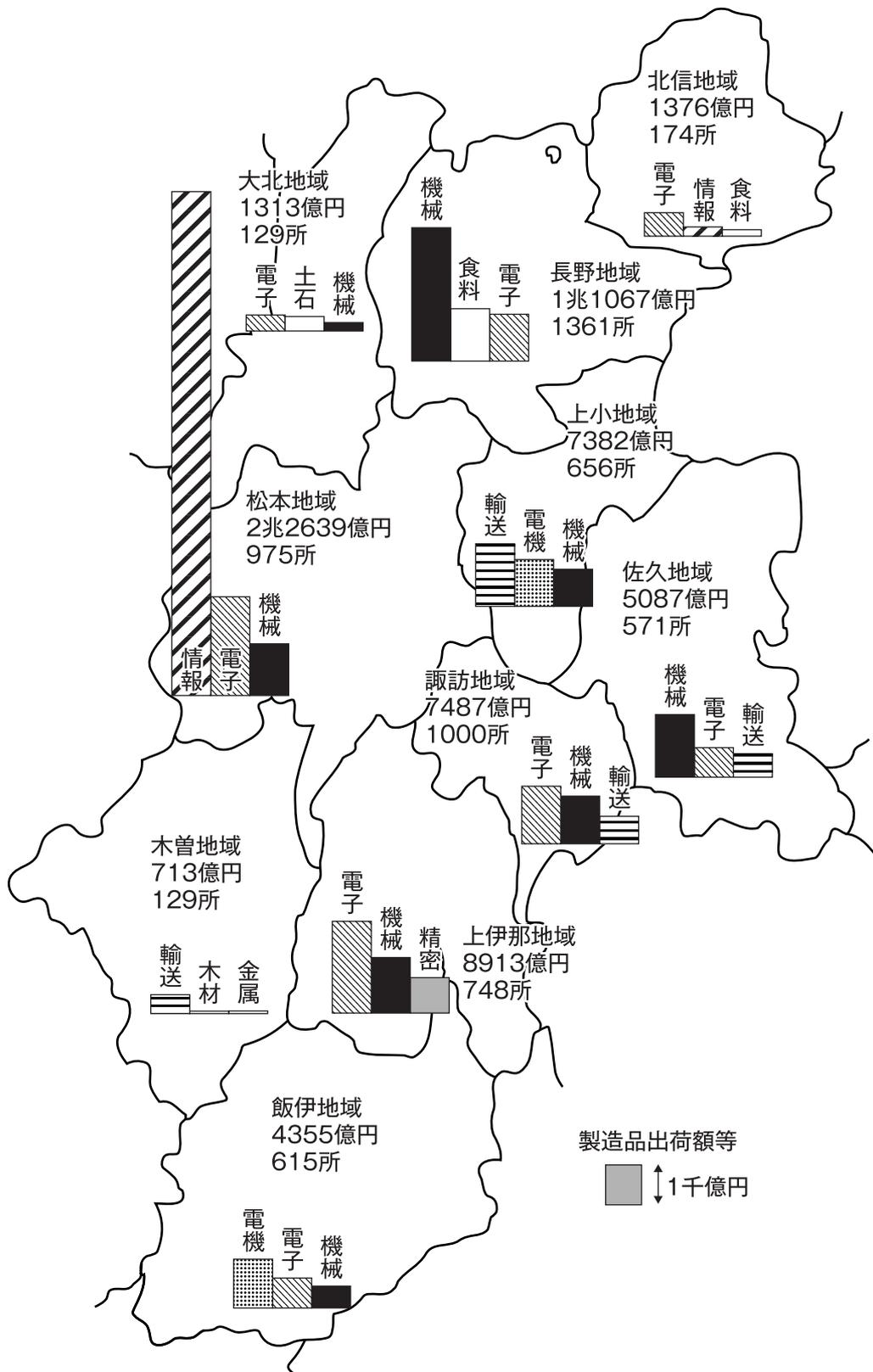
(平成22年2月末現在)



資料：建築指導課作成

市町村界表記：平成22年3月31日現在

(5) 10広域別製造品出荷額等・事業所数



(注) 1 棒グラフは上位3業種
 2 従業者4人以上の事業所

資料：情報統計課「工業統計調査結果報告書」

(6) 4地域別主な農産物生産量

(平成18年度)

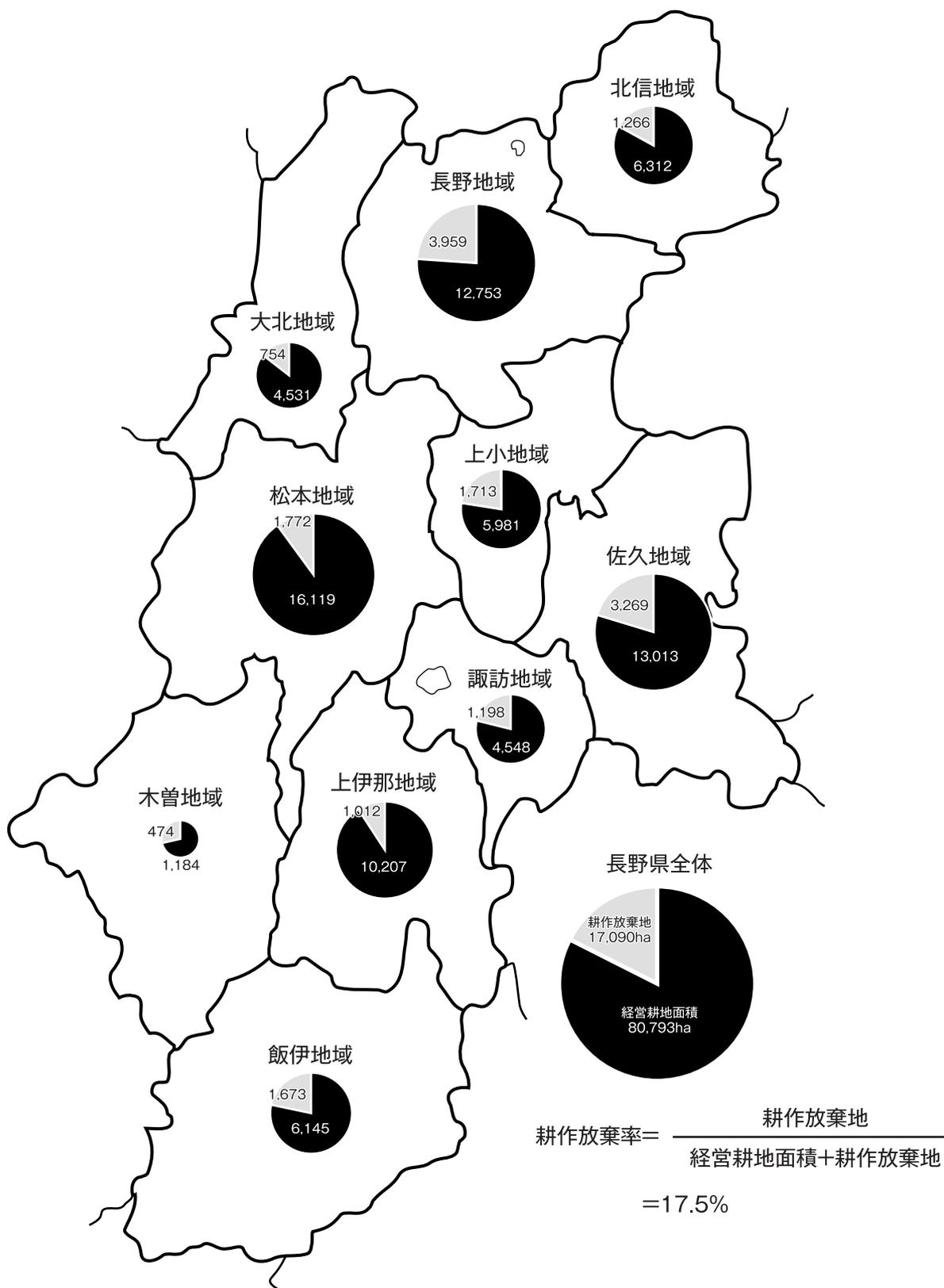
		東信計			南信計				中信計			北信計		合計		
		佐久	上小	(比率)	諏訪	上伊那	飯伊	(比率)	木曾	松本	大北	(比率)	長野		北信	(比率)
米穀類 (単位:t)	水稻	30,800	17,700	48,500 (21.8)	13,700	34,400	12,800	60,900 (27.4)	2,190	48,800	21,400	72,390 (32.6)	23,800	16,600	40,400 (18.2)	222,000
	大豆	624	725	1,349 (29.5)	52	634	193	879 (19.2)	33	1,445	172	1,650 (36.0)	587	118	705 (15.4)	4,580
	そば	201	181	382 (16.5)	218	515	41	774 (33.4)	74	564	204	842 (36.3)	272	48	320 (13.8)	2,320
野菜 (単位:t)	レタス	124,600	12,900	137,500 (76.4)	699	143	394	1,236 (0.7)	6	40,600	32	40,638 (22.6)	544	39	583 (0.3)	179,900
	はくさい	170,000	6,800	176,800 (87.2)	1,560	1,030	1,060	3,650 (1.8)	8,800	9,340	714	18,854 (9.3)	2,250	1,090	3,340 (1.6)	202,600
	キャベツ	34,500	1,060	35,560 (60.7)	5,510	655	326	6,491 (11.1)	54	13,400	241	13,695 (23.4)	2,460	404	2,864 (4.9)	58,600
	アスパラ ガス	134	211	345 (7.8)	5	586	426	1,017 (22.9)	—	330	33	363 (8.2)	342	2,380	2,722 (61.2)	4,450
	セルリー	824	44	868 (6.4)	8,500	23	4	8,527 (62.7)	—	4,140	7	4,147 (30.5)	25	22	47 (0.3)	13,600
	トマト	1,860	1,250	3,110 (12.4)	495	2,230	1,460	4,185 (16.7)	59	11,800	503	12,362 (49.2)	3,880	1,580	5,460 (21.7)	25,100
	すいか	60	67	127 (0.6)	10	1,150	52	1,212 (5.5)	36	20,000	44	20,080 (91.7)	161	299	460 (2.1)	21,900
果樹 (単位:t)	りんご	8,340	7,140	15,480 (8.7)	896	7,300	14,900	23,096 (13.0)	79	32,400	2,370	34,849 (19.6)	80,700	23,700	104,400 (58.7)	177,700
	ぶどう	217	2,880	3,097 (10.0)	4	197	394	595 (1.9)	0	7,890	72	7,962 (25.6)	12,200	7,250	19,450 (62.5)	31,100
	日本なし	14	39	53 (0.3)	6	2,210	13,000	15,216 (78.4)	0	2,410	0	2,410 (12.4)	1,360	371	1,731 (8.9)	19,400
	もも	1,760	443	2,203 (12.2)	3	124	2,160	2,287 (12.6)	0	555	79	634 (3.5)	8,980	3,960	12,940 (71.5)	18,100
	かき	9	92	101 (1.1)	64	233	8,220	8,517 (93.2)	8	152	29	189 (2.1)	230	104	334 (3.7)	9,140
	ブルーベリー	760	111	871 (39.6)	0	4	57	61 (2.8)	0	113	10	123 (5.6)	1,020	119	1,139 (51.8)	2,200
花き (単位:千本)	キク	34,100	597	34,697 (69.3)	11,700	59	35	11,794 (23.5)	×	1,610	×	1,610 (3.2)	894	1,100	1,994 (4.0)	50,100
	カーネーション	21,000	1,450	22,450 (25.8)	28,200	12,400	6,580	47,180 (54.2)	—	12,700	1,170	13,870 (15.9)	3,490	0	3,490 (4.0)	87,100
	リンドウ	128	2,400	2,528 (32.7)	1,730	1,380	47	3,157 (40.8)	—	207	286	493 (6.4)	583	971	1,554 (20.1)	7,730
	トルコ ギキョウ	949	2,060	3,009 (19.0)	2,730	2,100	26	4,856 (30.7)	26	578	92	696 (4.4)	5,920	1,270	7,190 (45.5)	15,800
	アルストロ メリア	1,930	×	1,930 (10.1)	1,080	15,700	×	16,780 (87.4)	—	403	—	403 (2.1)	44	—	44 (0.2)	19,200
きのこ (単位:t)	2,022	5,200	7,222 (5.2)	653	5,979	6,592	13,224 (9.4)	333	8,371	3,241	11,945 (8.5)	28,370	76,071	104,441 (74.5)	140,129	
畜産 (頭)	乳用牛	6,270	1,050	7,320 (31.4)	1,780	4,140	3,060	8,980 (38.5)	270	3,720	480	4,470 (19.2)	1,760	810	2,570 (11.0)	23,300
	肉用牛	5,850	2,430	8,280 (26.2)	400	3,020	5,680	9,100 (28.8)	2,280	8,200	130	10,610 (33.6)	1,460	2,160	3,620 (11.5)	31,600

(注) 1 地域別を合計しても県計と一致しない場合があります。
2 「—」は事実のないもの。「×」は発表に差し支えがあり数字を伏字としたものです。

資料：園芸畜産課資料

(7) 10広域別耕作放棄地面積と割合

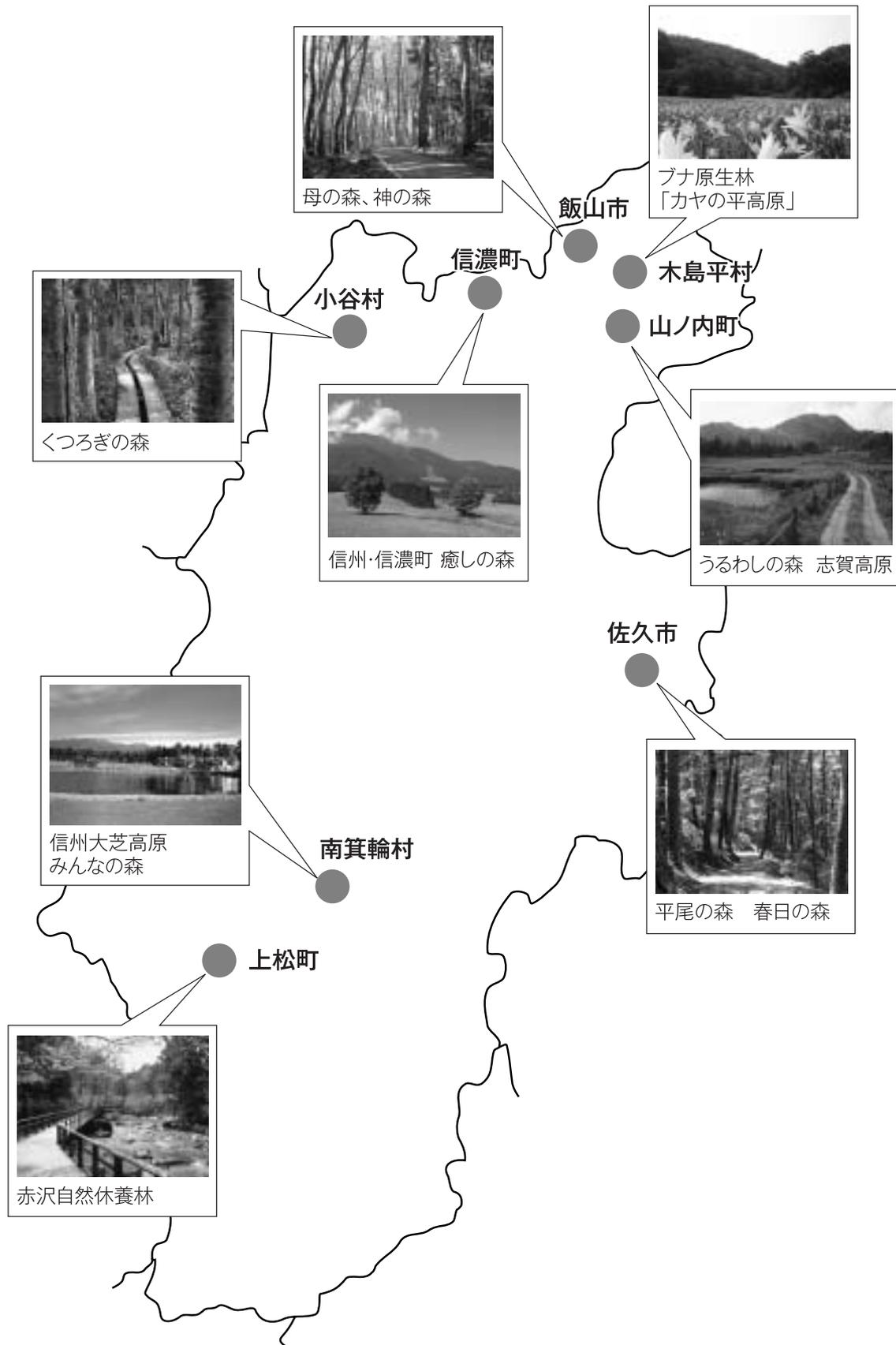
(平成17年度)



資料：農林水産省「農林業センサス」

(8) 森林セラピー基地・ロード

(平成22年2月末現在)



資料：信州の木振興課作成

(9) 森林の里親契約企業・市町村一覧

平成22年2月末現在

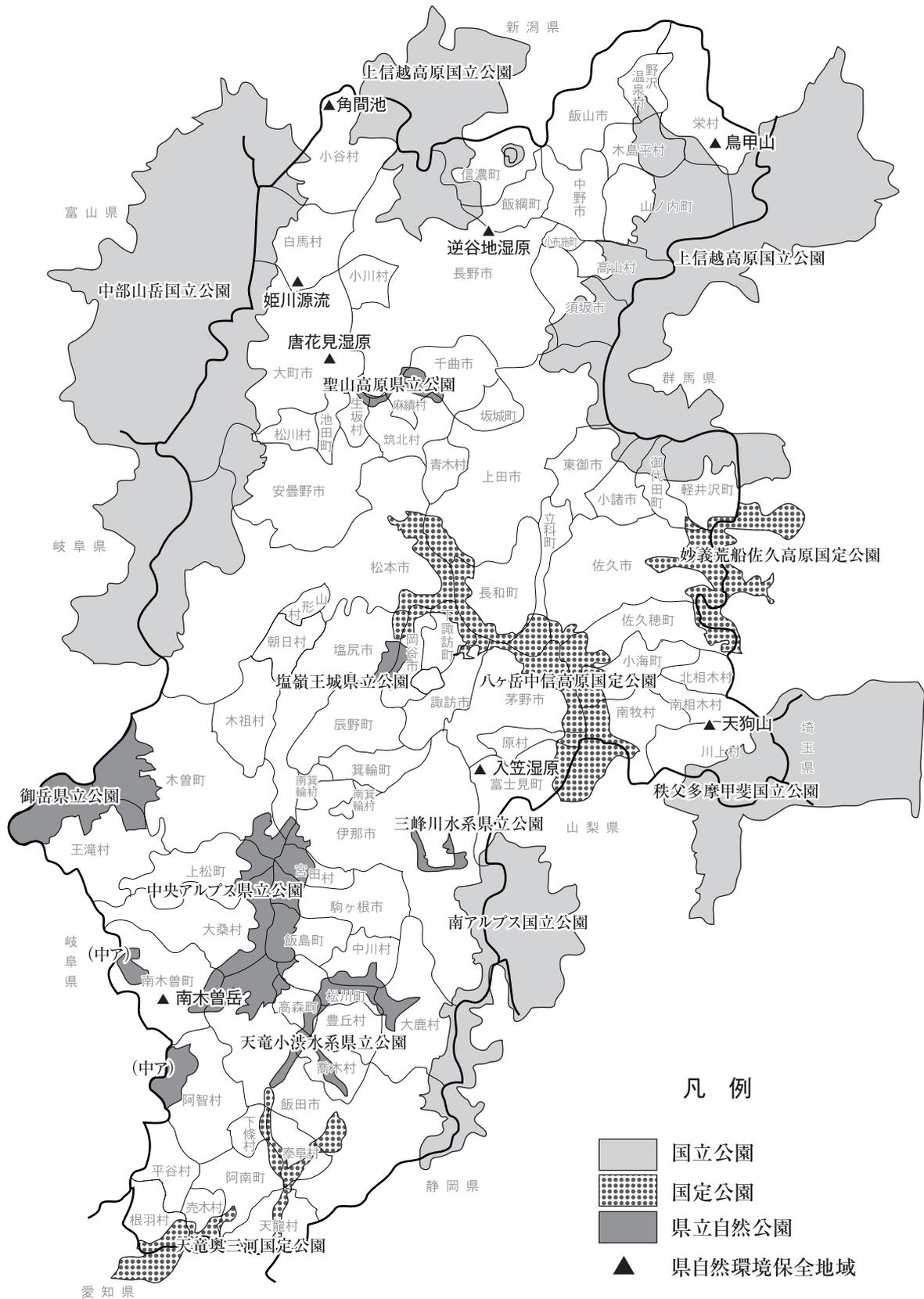
契約日	契約企業等	受入市町村等	契約期間
H15.12.20	ダイドードリンコ(株)	朝日村	～H25年3月
H16. 4.27	(有)クリーデンス	協和財産区(佐久市)	～H26年3月
H16. 5.17	マイクロ技術研究所(株)	木曾町	～H22年3月
H16. 7. 6	(有)つばくろ電機	松川村	継続
H16. 4. 7	アイシン精機(株)	根羽村	～H26年3月
H16. 7.20	アイシン・エイ・ダブリュ(株)	根羽村	～H26年3月
H16.10.24	イオン環境財団	上田市	～H21年3月
H16.11. 1	(株)デサント	野沢温泉村	～H26年12月
H17. 1.19	沖電気工業(株)	小諸市	～H26年3月
H17. 2. 7	イオン環境財団	本郷財産区(松本市)	～H21年3月
H17. 4. 1	(ダイワ精工(株))グロープライド(株)	財団法人仁礼会(須坂市)	～H27年3月
H17. 4. 1	(株)ジャパンエナジー	原村	～H25年3月
H17. 7.16	ANA	信濃町	～H21年3月
H17.11. 1	サントリー(株)	塩尻市	～H22年3月
H18. 3.23	NTN	駒ヶ根市	～H23年3月
H18. 4. 1	タカシマヤ粒のぶどう基金	柏原財産区(茅野市)	～H23年3月
H18. 4. 1	日本興亜損害保険(株)	富士見町	～H22年3月
H18. 4. 1	長野県リサイクル資材協会	黒岩山保全協議会(飯山市)	～H21年3月
H18. 8.20	生活協同組合コープながの	小川村	～H23年3月
H18.11. 5	駒沢大学高等学校	信濃町	～H23年3月
H19. 4. 1	バンダイナムコホールディングス(株)	財団法人和合会(山ノ内町)	～H23年3月
H19. 4. 5	アイシン高丘(株)	根羽村	～H26年3月
H19. 4. 5	アイシンエーアイ(株)	根羽村	～H26年3月
H19. 4. 5	アイシン化工(株)	根羽村	～H26年3月
H19. 8. 9	NPO法人エコラ倶楽部	原村中新田区	～H29年3月
H19.12. 1	デンセイ・ラムダ(株)	信濃町	～H24年3月
H20. 4. 1	長野朝日放送(株)	大沢財産区(佐久市)	～H22年3月
H20. 4. 1	(株)セガ	南相木村	～H30年3月
H20. 5.19	(株)ネイチャーズウェイ	糠地生産森林組合(小諸市)	～H22年3月
H20. 7. 1	東海ゴム工業(株)	池田町	～H25年3月
H20. 8. 1	信越放送(株)	長野市	～H25年3月
H20. 6. 1	(株)TIENS JAPAN	生坂村	～H25年3月
H20.10. 1	(社)日本ゴルフツアー機構	飯田市上郷野底山財産区	～H22年3月
H20.11.18	セイコーエプソン(株)	神宮寺生産森林組合(諏訪市)	～H25年3月
H21. 1.23	(株)八十二銀行	長野県	～H24年3月
H21. 2.24	長野県ホンダ会	松本市奈川入山町会	～H22年3月
H21. 3.13	谷川建設(株)	南木曾町	～H25年3月
H21. 3.18	長野県自動車整備振興会長野支部	長野市	～H23年3月
H21. 5.22	長野滋賀県人会	花岡区(岡谷市)	継続
H21. 5.25	東洋エクステリア(株)	阿智村	～H26年3月
H21. 5.30	新宿区	伊那市	～H26年3月
H21. 6. 8	NPO法人浅間山麓国際自然学校	小諸市	設定なし
H21. 8.22	(株)安曇富士	安曇野市	～H26年3月
H21. 9. 7	LVJグループ(株)、(社)モア・トゥリーズ	小諸市	～H25年3月
H21.10.10	新光電気労働組合	長野市松原地区里山森林整備友の会	～H27年3月
H21.10.24	信州醸熱和酒の会	川上村	～H25年3月
H21.11. 1	ソネットエンタテインメント(株)	大沢財産区(佐久市)	～H26年3月
H21.12.22	長野トヨベツト(株)	白馬村	～H24年3月
H22. 2. 8	(株)八十二銀行	長野市	～H25年3月
H22. 2. 8	(株)八十二銀行	上田市東御市真田共有財産組合	～H25年3月
H22. 2. 8	(株)八十二銀行	飯田市北方外三区財産区、飯田市二区財産区	～H25年3月

(計51団体)

資料：信州の木振興課作成

(10) 自然公園・県自然環境保全地域

(平成22年2月末現在)



資料：自然保護課作成

市町村界表記：平成22年3月31日現在

4 長野県総合計画審議会 土地利用・事業認定部会委員名簿

部会長	小林 貫 男	前中野市副市長
部会長職務代理者	藤原 忠 彦	長野県町村会長（川上村長）
委 員	小坂 樫 男	長野県市長会長（伊那市長）
〃	古田 睦 美	長野大学環境ツーリズム学部准教授
〃	矢澤 利 夫	長野県農業協同組合中央会専務理事

（敬称略）

5 改定の経過

年 月 日	事 項
平成21年 2月 2日	総合計画審議会土地利用・事業認定部会（改定について）
平成21年 4月15日	第1回土地利用総合調整会議幹事会（改定について）
平成21年 4月24日	地方事務所地域政策課長会議（改定について）
平成21年 4月28日	地方事務所地域政策課企画振興係長会議（改定について）
平成21年 6月12日	第2回土地利用総合調整会議幹事会（計画骨子について）
平成21年 6月30日	平成21年6月県議会定例会総務企画警察委員会（改定について）
平成21年 7月 6日	第1回総合計画審議会土地利用・事業認定部会（計画骨子について）
平成21年 7月16日	市町村への意見照会（計画素々案）
平成21年 8月 5日	第3回土地利用総合調整会議幹事会（計画素案について）
平成21年 8月28日	第2回総合計画審議会土地利用・事業認定部会（計画素案について）
平成21年10月 1日	県民からの意見募集（計画素案）
平成21年11月20日	市町村への意見照会（計画案）
平成22年 2月 2日	第3回総合計画審議会土地利用・事業認定部会（計画案について）
平成22年 2月12日	国との協議（計画案）
平成22年 3月16日	国土交通大臣同意
平成22年 3月19日	計画決定

長野県土地利用基本計画

平成22年3月発行

編集・発行

長野県企画部企画課土地対策室

〒380-8570

長野県長野市大字南長野字幅下692の2

電話 026(232)0111 (代表)

URL <http://www.pref.nagano.lg.jp>

E-mail tochi@pref.nagano.lg.jp

